

## **[事案 29-326] 入院給付金支払請求**

・平成 30 年 5 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

入院給付金を請求したところ、不担保部位に生じた疾病であるとして支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

切迫早産および妊娠糖尿病により入院したため、平成 28 年 5 月に契約した医療保険に基づいて入院給付金の支払いを請求したところ、不担保部位（子宮）に生じた疾病であるとして支払われなかったが、以下の理由により、入院給付金および遅延利息の支払いを求める。

- (1) 疾病の原因は不詳であり、不担保部位である子宮のみに発症した疾病ではなく、全身に関わり発症した疾病である。
- (2) 入院時、全身にわたる症状に関する治療が行なわれた。
- (3) 以前同様の症状で入院した際には、本契約に基づき入院給付金が支払われた。

### **<保険会社の主張>**

入院の原因となった傷病名は切迫早産のみであり、妊娠糖尿病は含まれていない。切迫早産は不担保部位に生じた疾病である。したがって、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は実施しなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の切迫早産は、不担保部位として入院給付金の支払対象外とされている子宮に生じた疾病であり、妊娠糖尿病はその合併症であることから約款に定める入院給付金の支払要件（入院開始の直接の原因）とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。